

令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備貸借事業

優先交渉者決定基準

令和8年3月27日

群馬県教育委員会

目 次

第 1	審査の概要.....	1
1.	優先交渉者決定基準の位置付け.....	1
2.	審査方法の概要.....	1
3.	審査の流れ.....	1
4.	優先交渉者の決定.....	3
5.	提案内容の位置づけ.....	3
第 2	第一次審査.....	4
第 3	第二次審査.....	4
1.	提案価格の確認.....	4
2.	基礎審査.....	4
3.	加点審査.....	5
第 4	総合評価.....	8
1.	総合評価の手順.....	8
2.	総合評価点の計算式.....	8

第1 審査の概要

1. 優先交渉者決定基準の位置付け

本書は、群馬県教育委員会（以下「県」という。）が、令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（以下「本事業」といいます。）を実施する事業者の募集・選定にあたり、事業者による提案を審査し、最も優れた提案を行った事業者（以下「優先交渉者」という。）を決定するための手順、方法、審査基準等を示すもので、本事業の参加希望者を対象に配布する「公募説明書」と一体のものです。

2. 審査方法の概要

県は、本事業にプロポーザル方式を導入することによって、民間の技術やノウハウを活かし空調設備を短期間で設置することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運用でコスト削減を図ることを目指しています。そこで、事業者の選定については、価格の競争性の確保と民間事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、公募型プロポーザル方式を採用します。

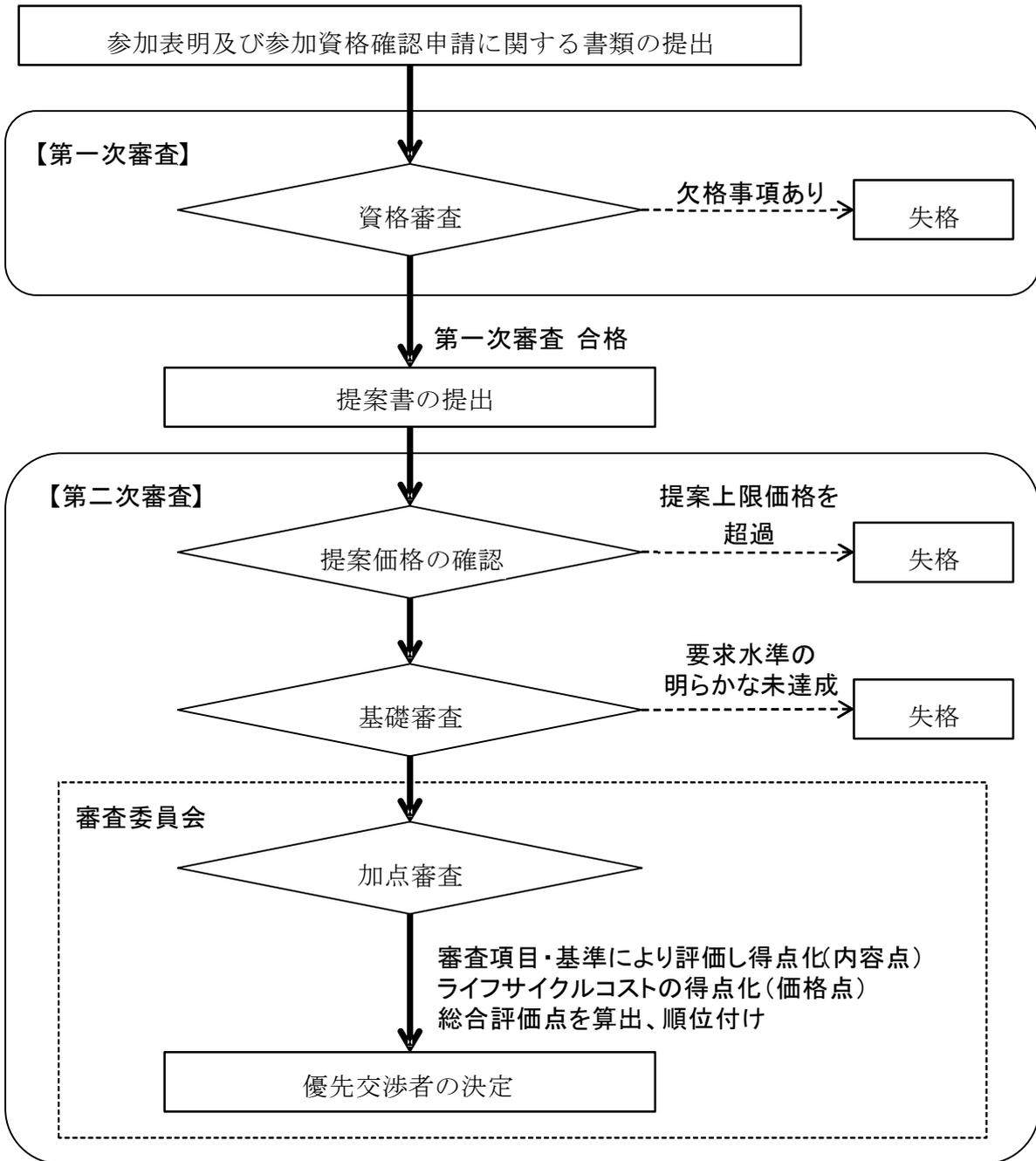
審査は「群馬県教育委員会入札参加資格審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により公募参加者の提案内容に対して審査を行います。

3. 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施することとし、参加希望者の参加資格により事業遂行能力を確認する第一次審査と、第一次審査を通過した公募参加者の提案内容等を審査する第二次審査として実施します。第一次審査は、書類審査によって第二次審査のための提案を提出できる参加資格審査通過者を選定します。なお第二次審査に第一次審査の結果は影響しません。

第一次審査	資格審査
第二次審査	提案価格の確認、基礎審査、加点審査

【図1 審査の流れ】



4. 優先交渉者の決定

第一次審査に合格した公募参加者から提出された提案書の内容について、第二次審査として本書に基づき得点化を行い、得点の最も高い提案をした公募参加者の提案が本事業の目標を達成できると見込まれる場合、当該公募参加者を優先交渉者として決定します。

また、第二次審査に進んだ公募参加者が1者であった場合には、当該公募参加者から提出された提案書の内容を審査し、提案価格の確認、基礎審査に合格した上で、本事業の目標を達成できる提案であると見込まれる場合、当該公募参加者を優先交渉者として決定します。

5. 提案内容の位置づけ

本事業では、提案時点で設計が完了していないため、提案内容をそのまま実施することを求めるものではなく、契約に先だって行う調査及び協議が完了した後に、空調設備の性能や仕様、受変電設備等の改修内容、施工業務・維持管理業務の具体的内容が決定されるものとなります。ただし、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有するものとなることに留意してください。

(1) 提案価格

原則として、公募説明書で示した上限提案価格に含めない事項以外については提案価格を増額して契約しません。

(2) 審査項目に基づく審査の扱い

審査項目に基づく審査では、要求水準以上の提案が具体的になされている内容について得点が付与される加点評価を行います。このため、優先交渉者が提案した提案内容が、事業契約で定める業務水準となることに留意してください。

(3) 審査委員会の意見の扱い

審査委員会においては、公募参加者からの提案内容に対して意見が出される場合があります。この場合、事業契約の締結の段階で、優先交渉者は審査委員会が提示した意見を、事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならないものとします。

第2 第一次審査

参加希望者から提出された参加資格確認申請書類に基づき、公募説明書に定める参加希望者の参加資格要件について審査を行います。参加資格要件を備えていない場合は失格とします。

なお、提出された書類に疑義がある場合は、参加希望者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があります。

第3 第二次審査

公募参加者から提出された提案書の内容を審査します。審査に当たっては、公募参加者によるプレゼンテーション及びヒアリング等を実施することを予定しています。

なお、公募参加者から提出された提案書に疑義がある場合には、公募参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があります。また、公募参加者への確認結果、プレゼンテーション内容及びヒアリングにおける回答内容等は、提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱います。

第二次審査に当たっては、次の審査を行います。

1. 提案価格の確認

公募参加者が提案書に記載した提案価格が、県の設定する提案上限価格（公募説明書を参照してください。）を超えていないことを確認します。

提案価格が提案上限価格を超えている場合、その公募参加者は失格とします。

2. 基礎審査

公募参加者から提出された提案書について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認します。要求水準のいずれか一つを満たしていない場合、その公募参加者は失格とします。

(1) 要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、提案書への記載事項等により確認します。

提案内容は、県が要求する要求水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを確約すること、また要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となります。提案書に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断します。

(2) 提案上限価格の確認

公募参加者から提案された提案価格について、公募説明書に示した前提条件が正確に

反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行います。

提案上限価格の算出方法に誤りがあることが明らか場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行います。

3. 加点審査

基礎審査を通過した公募参加者の提案内容について (1)、(2) に従い審査委員会において審査し得点化します。

(1) 定性的事項に関する審査

配点は150点とし、次の表1～表3に示す審査項目、配点及び審査のポイントに従い、公募参加者の提案内容に対して加点評価し、得点化します。なお、得点化に際しては【表4 各審査項目の得点化基準】に示す得点化基準により得点を付与します。

【表1 事業実施に関する項目 (45点)】

No	審査項目	配点	審査のポイント	主な様式
1	事業計画の妥当性 (15点)	5点	事業実施にあたっての基本方針	様式5-2、 5-5、5-6
		5点	事業実施体制及び各企業の役割分担	
		5点	事業収支及び資金調達計画の妥当性	
2	リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保 (10点)	5点	本事業におけるリスクの想定及び対応策	様式5-3
		5点	確実に事業を実施・継続できる体制や仕組みの工夫	
3	地域経済への貢献 (20点)	5点	県内での資材調達及び県内企業活用への配慮	様式5-4
		15点	事業実施体制における県内に本店をもつ構成員の割合 ① 100% 15点 ② 100%未満～80%以上 12点 ③ 80%未満～60%以上 9点 ④ 60%未満～40%以上 6点 ⑤ 40%未満～20%以上 3点 ⑥ 20%未満 0点	

【表2 設備整備に関する項目（80点）】

No	審査項目	配点	審査のポイント	主な様式
4	設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性 (25点)	25点	業務が確実に遂行される事業者間の実施体制及び役割分担	様式6-2
5	設計・施工スケジュールの効率性 (25点)	25点	設計・施工スケジュールの実現可能性及び学校への配慮	様式6-3、6-7
6	学校現場の影響等に配慮した設置、最適化・効率化の工夫 (15点)	3点	空調設備の性能・機能・エネルギー方式等の特徴	様式6-4、8-2、8-3、9-2~7
		10点	学校現場の特性等に配慮した設置等の設計上の工夫、ランニングコスト削減への配慮	
		2点	フレキシビリティへの配慮（将来の改修等を見据えた対応等）	
7	学校現場の安全確保への配慮・工夫 (10点)	10点	学校現場の安全確保への配慮・工夫	様式6-5、9-2
8	環境への配慮 (5点)	5点	環境負荷の低減及びアスベストの飛散防止等への適切な対応	様式6-6

【表3 維持管理に関する項目（25点）】

No	審査項目	配点	審査のポイント	主な様式
9	維持管理計画、維持管理体制の妥当性 (25点)	5点	維持管理スケジュールの妥当性	様式7-2、7-3
		10点	維持管理体制、連絡・対応窓口体制への工夫	
		10点	故障等の緊急時の対応方針・対策及び予防保全の工夫	

【表4 各審査項目の得点化基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	Cに加え具体的に極めて優れた提案である	配点×1.0
B	Cに加え具体的に優れた提案である	配点×0.8
C	要求水準を超える提案である	配点×0.5
D	要求水準を満たす提案である	配点×0.2
E	要求水準を満たすが実現性が低い提案である	配点×0.0

(2) 提案価格の定量化方法

公募参加者が提示する提案価格（空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び所有権移転業務の総額）に、維持管理期間内の空調設備の運用に係るエネルギー費用の総額を加えて、その合計（以下「ライフサイクルコストの総額」といいます。）について、次の算式により「価格点」として算出します。

$$\text{価格点} = \frac{\text{基礎審査を合格した提案のうち最も低いライフサイクルコストの総額}}{\text{当該公募参加者の提示するライフサイクルコストの総額}} \times 50 \text{ 点}$$

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入します。

第4 総合評価

1. 総合評価の手順

審査委員会は、提案書に記載された提案内容に基づいて算出した定性的事項の審査の点数（内容点）と公募参加者が提示するライフサイクルコストの総額に基づいて算出した価格点の合計により、公募参加者ごとに総合評価点を算出し、順位付けを行います。

審査委員会は順位付けを行った結果に基づいて、4.優先交渉者の決定により優先交渉者を決定します。

なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、価格点の高い者を優先交渉者とし、更に価格点と同点である場合には、くじ引きにより優先交渉者を決定します。

2. 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式によって行います。

総合評価点 (満点 200 点)	=	【内容点】 (満点 150 点)	+	【価格点】 (満点 50 点)
---------------------	---	---------------------	---	--------------------